

法人における地位承継の必要書類について

旅館業を営む法人が合併又は分割する場合は、合併又は分割の登記前に承認を受けなければなりません。

合併又は分割による営業者の地位承継の承認を受けようとする場合、次の書類の提出が必要です。

(1) 旅館業営業承継承認申請書

地位を承継する前の許可を受けている法人が必要事項を記入して申請します。

(2) 申告書

地位を承継する法人で旅館業の業務を行う役員全員が、旅館業を営業するうえで欠格条項に該当しないことを申告するものです。

(3) 定款又は寄附行為の写し

(4) 登記事項証明書

地位を承継する法人の履歴事項全部証明書で、合併又は分割登記後に提出してください。登記がなされなかった場合は、承認の効力は消失します。

注：申請時に手数料 7,400 円を保健所窓口でお支払いください。